

一般財団法人中西奨学会 奨学金給付規程

一般財団法人中西奨学会 奨学金給付規程

第1章 総 則

一般財団法人中西奨学会定款第3条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 当会の奨学生となるものは、高等学校、高等専門学校、大学または大学院に在学し、学業、人物とも優秀で、かつ、学資の支払いが困難と認められる者でなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げられるものとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 高等専門学校奨学生
- (3) 大学奨学生
- (4) 大学院奨学生

(奨学金の給付期間および金額)

第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短就業年限とする。

2 奨学金の給付月額および給付期間は、次のとおりとする。

区分	給付金額	給付期間
高等学校奨学生	20,000 円/月	2年生より2年間
高等専門学校奨学生	30,000 円/月	2年生より4年間
大学奨学生	70,000 円/月	3年生より2年間
大学院奨学生	70,000 円/月	修士1年生より2年間

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第4条 奨学生志望者は、当会指定の奨学生願書に、在学学校長または学部長の推薦書を添えて当会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、当会の奨学金を給付する学校（以下、指定校）からの推薦者を理事長が承認決定し、本人に通知する。

- 2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から15日以内に保証人と連署した誓約書兼身元保証書を当会事務局あてに提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、3ヶ月分を合わせて給付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

- 2 奨学金の給付は、直接本人に送金して行うものとする。

(学業成績および生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末、生活状況報告書を当会事務局あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告できないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、または長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 停学、退学、留年、またはその他の処分を受けたとき。

(奨学金の停止)

第9条 奨学生が休学、または長期にわたって欠席したとき、またはその他必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで復学が確定した際は、復活願の提出をもって、奨学金の給付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 1 1 条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、在学学校長の意見を参考にして奨学金の給付を廃止する。

- (1) 在学学校で処分を受け、停学または退学となったとき
- (2) 学業成績が不良となり最短修業年限での卒業が見込めなくなったとき
- (3) 傷病などのため成業の見込みがなくなり、退学となったとき
- (4) その他、第 1 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき、または、前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学生の辞退)

第 1 2 条 奨学生は、いつでも在学学校長または学部長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 指定校の選定と解除

(指定校の選定)

第 1 3 条 指定校は選考委員会による選考を経て決定する。

(指定校の解除)

第 1 4 条 3 年以上奨学生の推薦がない学校は、指定校から解除する場合がある。

第 4 章 補 則

(実施細目)

第 1 5 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(改廃手続)

第 1 6 条 この規程の改定または廃止は理事会の決議により行う。

附則

1. 施行日

この規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

2. 履歴

平成25年4月1日改定

2020年3月16日改定

2021年3月1日改定

2024年12月1日改定